

令和5年度 指定管理者モニタリング評価シート

施設所管課名 民生局福祉こども部福祉施設課

1 施設概要

施設名称	福祉援護センター（かがみ田苑）
指定管理者名	社会福祉法人 横須賀市社会福祉事業団
指定期間	令和2年（2020年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日（5年間）

2 総合評価

利用者への支援及び施設の運営管理に関しては、年間を通じて一定の水準を満たした運営が実施されていた。生活介護事業では、市立施設として、他の民間事業所では受け入れが困難な方を積極的に受け入れ、セーフティネットとしての役割を担っていた点は評価できる。また、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めていた。 次年度においても、利用者や家族等の意思を丁寧に汲み取り、利用者の特性等に応じた適切な支援を行うとともに、収支改善に向けた取り組みにより、円滑かつ健全な施設運営が期待される。
--

3 管理実績評価

評価項目	評価内容	施設所管課評価	
		評価	特記事項
法令遵守	○関連する法令、条例等を遵守して業務が行われているか。	B	
	○個人情報の保護措置や情報公開制度の適正な運用が確保されているか。	B	
施設管理	○条例や協定書等に基づき、開館日・開館時間等を遵守しているか。	B	
	○条例や協定書等に基づき、適正な申請受付業務・使用許可業務が行われているか。	B	
	○条例や協定書等に基づき、使用料又は利用料金に係る手続きが適正に行われているか。	B	
	○協定書等に基づき、施設及び設備の保守点検等が適切に行われているか。	B	
	○協定書等に基づき、施設の清掃業務が適切に行われているか。	B	
	○協定書等に基づき、施設の警備業務が適切に行われているか。	B	
	○協定書等に基づき、物品の管理が適切に行われているか。	B	
	○協定書等に基づき、施設等の修繕業務が適切に行われているか。	B	
	○協定書等に基づき、事業報告書等の書類が期限までに提出されているか。	B	
	○施設管理を行う中で生じた施設課題に適切に対応しているか。	B	

利用者への配慮	○利用者間のトラブルや不適切な施設利用者への対応が適切に行われているか。	B	
	○利用者からの意見を聴取し、業務改善に活用しているか。	B	
リスクへの対応	○事故や災害などの不測の事態への対応策が講じられているか。	B	
	○事故や災害などの発生時には、必要な措置を講じるとともに、速やかに市への報告がされているか。	B	
障害者、男女共同参画及び多様な性への配慮	○障害者の雇用や障害者就労施設等からの物品購入などの障害者への配慮がされているか。	B	
	○性別による差別のない雇用やワークライフバランスの実現に向けた取組など男女共同参画への配慮がされているか。	B	
	○多様な性に関する差別やハラスメントの禁止に関する内規の整備や多様な性に関する研修の受講、多様な性も考慮した福利厚生の提供、顧客や取引先など外部に向けた環境整備やサービスの取組など多様な性への配慮がされているか。	—	協定書等に記載なし。 (令和4年度の制度変更に伴う項目追加のため、未対応)
地域貢献	○地元人材の雇用が行われているか。	B	
	○市内中小企業等への発注が行われているか。	B	
	○市内の団体・施設・企業等との連携が行われているか。	B	
	○その他の地域貢献が行われているか。	B	
障害者雇用※ ※雇用義務のある団体（従業員を43.5人以上雇用している団体）のみ評価	○障害者雇用率が法定雇用率（2.3％）を達成しているか。	B	
人員体制	○必要な人員が配置されているか。	C	協定書等に定める加配人員を満たしていない月がある。
	○職員への研修等の人材育成は計画通りに実施されているか。	B	
	○人件費の設定は適切か。	B	

労働基準※ ※労働基準法上、作成又は届出義務のある団体のみ評価		○就業規則の労働基準監督署への届出がされているか。	B	
		○労働者に労働条件通知書を交付しているか。	B	
		○時間外・休日労働協定届（36協定届）の労働基準監督署への届出がされているか。	B	
		○社会保険や雇用保険に加入しているか。	B	
経費削減		○経費の削減の取組は行ったか。	B	
		○経費の削減分を活用して、市民サービスの向上などの取組を行ったか。	B	
独自基準	就労移行	○就労者を送り出すシステムづくりのための取組みが十分であるか。	B	
	特別支援学校卒業生受入	○特別支援学校高等部等の卒業生の受け入れのための取組みが十分であるか。	B	
	受入体制	○手厚い支援が必要な人の受け入れのための取組みが十分であるか。	B	
	移行支援	○有期限施設としての卒後の進路先を確保するための取組みが十分であるか。	C	期限を超過する複数の措置者が利用を継続している。
	相談支援	○利用者への相談支援を充実させるための取組みが十分であるか。	B	

評価	判定基準
A	協定書等※に定める水準を上回っている。
B	協定書等※に定める水準どおりである。
C	協定書等※に定める水準に達していない。

※協定書等…基本協定書、年度協定書、仕様書、募集（申請）要項及び事業計画書のことをいう。

4 収支状況評価

市の加配人員を満たしていないことによる指定管理料の減額や利用者の出席率の減によるサービス報酬の減収などにより赤字となった。しかし、職員の確保にも取り組み、市の加配人員を満たす体制が整いつつあることから、令和6年度の収支は改善することが見込まれている。引き続き、健全な経営状況に向けて、積極的な経費削減等に取り組んでいくことが求められる。